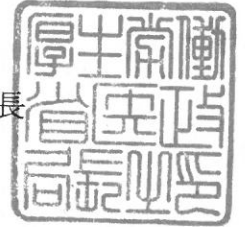


全国老人保健施設協会会長殿

厚生労働省医政局長



病院や介護施設等で業務に従事する歯科衛生士について（通知）

平成 26 年 6 月 25 日に公布された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成 26 年法律第 83 号）により、歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号。以下「法」という。）が改正され、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとされたところである。

改正の内容、趣旨等について別添のとおり都道府県知事等あてに通知したところであるが、病院や介護施設等で業務に従事する歯科衛生士に特に関係する改正の内容及び留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、関係者に対する周知等その円滑な施行について御配慮を願いたい。

記

第一 改正の内容

- 1 歯科衛生士が法第 2 条第 1 項に規定する予防処置を実施する際に、歯科医師の常時の立会いまでは要しないこととするため、歯科医師の指導の下に行うこととし、「直接の」指導までは要しないこととしたこと。（法第 2 条第 1 項関係）
- 2 歯科衛生士が業務を行うに当たり、歯科医師その他の歯科医療関係者との緊密な連携を図り、適正な歯科医療の確保に努めなければならないこととしたこと。（法第 13 条の 5 関係）

第二 留意事項

- 1 歯科衛生士が、歯科疾患を有する者に対して、法第 2 条第 1 項に規定する予防処置と同様の内容の行為を実施する場合には、歯科診療の補助に該当することとなるため、従前と同様に、歯科衛生士は、歯科医師の指示の下に行う必要があること。
- 2 歯科衛生士は、歯科保健指導を行う場合において、法第 13 条の 3 の規定を遵守した上で、歯科医療機関にあっては主治の歯科医師と、病院や介護施設等にあっては協力歯科医療機関の歯科医師又は主治の歯科医師等との緊密な連携を図るよう努める必要があること。
- 3 第一の 2 に係る改正は、歯科医師以外の者が歯科衛生士に指導又は指示を行うために設けられたものではないこと。